

令和8年度

当初予算書

矢吹町

第 452 回 矢 吹 町 議 会 定 例 会 提 出 議 案 目 次

議案第10号	令和8年度矢吹町一般会計予算	1
議案第11号	令和8年度矢吹町国民健康保険特別会計予算	11
議案第12号	令和8年度矢吹町土地造成事業特別会計予算	15
議案第13号	令和8年度矢吹町介護保険特別会計予算	18
議案第14号	令和8年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算	21
議案第15号	令和8年度矢吹町水道事業会計予算	24
議案第16号	令和8年度矢吹町下水道事業会計予算	30

議案第10号

令和8年度矢吹町一般会計予算

令和8年度矢吹町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,954,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した需用費(食糧費を除く。)及び役務費(保険料を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月6日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		2,657,432
	1 町 民 税	947,491
	2 固 定 資 産 税	1,461,625
	3 軽 自 動 車 税	61,102
	4 町 た ば こ 税	172,992
	5 入 湯 税	14,222
2 地 方 譲 与 税		104,858
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	25,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	74,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	5,858
3 利 子 割 交 付 金		4,500
	1 利 子 割 交 付 金	4,500
4 配 当 割 交 付 金		30,000
	1 配 当 割 交 付 金	30,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		55,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		510,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	510,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		50,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	50,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		12,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		1,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	1,000
10 地 方 特 例 交 付 金		26,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	26,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地 方 交 付 税		2,126,977
	1 地 方 交 付 税	2,126,977
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,500
13 分 担 金 及 び 負 担 金		2,557
	1 分 担 金	600
	2 負 担 金	1,957
14 使 用 料 及 び 手 数 料		87,635
	1 使 用 料	80,845
	2 手 数 料	6,790
15 国 庫 支 出 金		1,278,626
	1 国 庫 負 担 金	827,581
	2 国 庫 補 助 金	445,027
	3 国 庫 委 託 金	6,018
16 県 支 出 金		786,786
	1 県 負 担 金	447,142
	2 県 補 助 金	318,723
	3 県 委 託 金	20,921
17 財 産 収 入		12,281
	1 財 産 運 用 収 入	12,281
	2 財 産 売 払 収 入	0
18 寄 附 金		121,001
	1 寄 附 金	121,001
19 繰 入 金		81,600
	1 基 金 繰 入 金	81,600
20 繰 越 金		100,000

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金	1 繰越金	100,000
21 諸収入		61,547
	1 延滞金加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	1,460
	3 雑入	57,087
22 町債		843,400
	1 町債	843,400
歳入	合計	8,954,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		100,224
	1 議 会 費	100,224
2 総 務 費		1,472,977
	1 総 務 管 理 費	1,275,984
	2 徴 税 費	127,360
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	44,091
	4 選 挙 費	18,262
	5 統 計 調 査 費	6,677
	6 監 査 委 員 費	603
3 民 生 費		2,369,343
	1 社 会 福 祉 費	1,099,950
	2 児 童 福 祉 費	1,269,393
4 衛 生 費		910,210
	1 保 健 衛 生 費	638,119
	2 清 掃 費	249,091
	3 水 道 費	23,000
5 勞 働 費		1,900
	1 勞 働 諸 費	1,900
6 農 林 水 産 業 費		834,279
	1 農 業 費	800,521
	2 林 業 費	14,225
	3 遊 水 地 対 策 費	19,533
7 商 工 費		240,582
	1 商 工 費	240,582
8 土 木 費		616,383
	1 土 木 管 理 費	24,789

(単位：千円)

款	項	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	292,227
	3 河川費	630
	4 都市計画費	254,950
	5 住宅費	43,787
9 消防費		290,703
	1 消防費	290,703
10 教育費		1,352,710
	1 教育総務費	307,779
	2 小学校費	85,986
	3 中学校費	61,980
	4 幼稚園費	297,230
	5 社会教育費	384,858
	6 保健体育費	214,877
12 公債費		750,389
	1 公債費	750,389
13 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳出合計		8,954,700

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
矢吹町放課後児童クラブ 運 営 業 務 委 託 料	自 令和8年度 至 令和12年度	464, 280千円
矢 吹 町 保 健 福 祉 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	自 令和8年度 至 令和12年度	41, 250千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
庁舎改修事業債	千円 1,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域集会所改修事業債	千円 800	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(観光施設)	千円 94,400	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等整備事業債(除却)	千円 142,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
健康センター改修事業債	千円 1,400	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
農地整備事業債	千円 370,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
地方道路等整備事業債	千円 62,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急自然災害防止対策事業債(道路)	千円 34,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営住宅改修事業債	千円 2,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急防災減災事業債	千円 10,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
社会教育施設整備事業債	千円 20,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地区公民館改修事業債	千円 28,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
地域活性化事業債	千円 47,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
学校教育施設等整備事業債(中学校)	千円 6,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
デジタル活用推進事業債(中学校)	千円 7,800	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
デジタル活用推進事業債(小学校)	千円 14,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第11号

令和8年度矢吹町国民健康保険特別会計予算

令和8年度矢吹町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,639,340千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和8年3月6日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		323,313
	1 国民健康保険税	323,313
2 使用料及び手数料		21
	1 手数料	21
3 国庫支出金		1,871
	1 国庫補助金	1,871
4 県支出金		1,119,182
	1 県補助金	1,119,181
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		646
	1 財産運用収入	646
6 繰入金		191,199
	1 他会計繰入金	121,918
	2 基金繰入金	69,281
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		3,106
	1 延滞金、加算金及び過料	2,002
	2 受託事業収入	1
	3 雑収入	1,103
9 町債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入	合 計	1,639,340

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		40,541
	1 総務管理費	39,294
	2 徴税費	1,114
	3 運営協議会費	133
2 保険給付費		1,125,941
	1 療養諸費	983,470
	2 高額療養費	135,768
	3 移送費	200
	4 出産育児一時金	5,003
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	0
3 国民健康保険事業費納付金		421,197
	1 医療給付費分	279,939
	2 後期高齢者支援金等分	105,747
	3 介護納付金分	35,511
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		42,806
	1 特定検診診査等事業費	23,467
	2 保健事業費	19,339
6 基金積立金		648
	1 基金積立金	648
7 公債費		103
	1 公債費	102
	2 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		3,103

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,102
	2 延 滞 金	1
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,639,340

議案第12号

令和8年度矢吹町土地造成事業特別会計予算

令和8年度矢吹町土地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年3月6日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		373
	1 繰 越 金	373
歳 入 合 計		373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 造 成 事 業 費		373
	1 土 地 造 成 事 業 費	373
歳 出	合 計	373

議案第13号

令和8年度矢吹町介護保険特別会計予算

令和8年度矢吹町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,703,155千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和8年3月6日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		343,000
	1 介 護 保 險 料	343,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		372,130
	1 国 庫 負 担 金	266,548
	2 国 庫 補 助 金	105,582
4 支 払 基 金 交 付 金		432,757
	1 支 払 基 金 交 付 金	432,757
5 県 支 出 金		243,114
	1 県 負 担 金	224,848
	2 県 補 助 金	18,266
6 財 産 収 入		52
	1 財 産 運 用 収 入	52
7 繰 入 金		300,028
	1 一 般 会 計 繰 入 金	272,140
	2 基 金 繰 入 金	27,888
8 諸 収 入		12,072
	1 雑 入	12,071
	2 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,703,155

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		58,878
	1 総 務 管 理 費	45,874
	2 徴 収 費	1,299
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	11,457
	4 趣 旨 普 及 費	159
	5 運 営 協 議 会 費	89
2 保 険 給 付 費		1,512,021
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,365,784
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	46,908
	3 そ の 他 諸 費	1,326
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	35,876
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	5,968
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	56,159
3 地 域 支 援 事 業 費		126,703
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	90,437
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	374
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	35,563
	4 そ の 他 諸 費	199
	5 高 額 総 合 事 業 サ ー ビ ス 費	130
4 基 金 積 立 金		52
	1 基 金 積 立 金	52
5 諸 支 出 金		501
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	501
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,703,155

議案第14号

令和8年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284,405千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年3月6日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料		211,072
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	211,072
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
4 繰 入 金		72,774
	1 一 般 会 計 繰 入 金	72,774
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		555
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	3 貸 付 金 収 入	1
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		284,405

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8,875
	1 総 務 管 理 費	8,345
	2 徴 収 費	530
2 後期高齢者医療広域連合納付金		274,978
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	274,978
3 諸 支 出 金		551
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		284,405

(総則)

第 1 条 令和 8 年度矢吹町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6,944 戸
(2) 年間総給水量	1,517,278m ³
(3) 一日平均給水量	4,156m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1 配水設備費	120,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	427,387 千円
第 1 項 営業収益	400,217 千円
第 2 項 営業外収益	27,168 千円
第 3 項 特別利益	2 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	447,109 千円
第 1 項 営業費用	417,658 千円
第 2 項 営業外費用	26,401 千円
第 3 項 特別損失	1,050 千円
第 4 項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,016千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,164千円、過年度分損益勘定留保資金58,852千円で補てんするものとする。)。

収 入	
第 1 款 資本的収入	126,001 千円
第 1 項 企業債	114,000 千円
第 2 項 他会計負担金	12,000 千円
第 3 項 固定資産売却代金	1 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	196,017 千円
第 1 項 建設改良費	122,800 千円
第 2 項 企業債償還金	72,217 千円
第 3 項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設事業債	千円 114,000	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れた資金について、利率の見直しを行なった後直しの利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の債権者との協定する場合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又はは低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 23,281千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和 8 年 3 月 6 日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和8年度矢吹町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 水道事業収益			427,387	
	1 営業収益		400,217	
1 給水収益		377,200		
2 受託工事収益		5,500		
3 その他営業収益		17,517		
2 営業外収益			27,168	
		1 受取利息	300	
		2 雑収益	46	
		3 他会計負担金	1,000	
		4 他会計補助金	10,000	
3 特別利益		5 長期前受金戻入	15,822	
		2		
	1 固定資産売却益	1		
	2 過年度損益修正益	1		

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考		
1 水道事業費用	1 営業費用		447,109			
			417,658			
		1 原水及び浄水費	177,712			
		2 配水及び給水費	32,293			
		3 受託工事費	5,500			
		4 総係費	61,527			
		5 減価償却費	139,595			
		6 資産減耗費	1,001			
		7 その他営業費用	30			
		2 営業外費用			26,401	
			1 支払利息及び企業債取扱諸費	11,401		
			2 消費税及び地方消費税	15,000		
			3 特別損失	1,050		
				1 固定資産売却損	50	
				2 過年度損益修正損	1,000	
			4 子備費		2,000	
				1 子備費	2,000	

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的收入			126,001	
		1 企業債	114,000	
	2 他会計負担金	1 企業債	114,000	
			12,000	
	3 固定資産売却代金	1 他会計負担金	12,000	
			1	
		1 固定資産売却代金	1	

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 資本の支出	1 建設改良費		196,017		
			122,800		
	1 配水設備費		120,000		
		2 営業設備費		2,800	
	2 企業債償還金		72,217		
		1 企業債償還金		72,217	
	3 子備費		1,000		
		1 子備費		1,000	

(総則)

第 1 条 令和 8 年度矢吹町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 公共下水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 接続戸数 | 4,714戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 1,345,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 3,685 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 1) 管渠建設改良費 | 82,000千円 |
| 2) 流域下水道建設負担金 | 7,600千円 |
| 2 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。 | |
| (1) 接続戸数 | 570戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 171,860 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 471 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------------|------------|
| 第 1 款 公共下水道事業収益 | 427,936 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 147,286 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 277,650 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 3,000 千円 |
| 第 2 款 農業集落排水事業収益 | 160,982 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 26,400 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 134,582 千円 |
| 合 計 | 588,918 千円 |

支 出

- | | |
|------------------|------------|
| 第 1 款 公共下水道事業費用 | 411,400 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 374,917 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 33,983 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 500 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 2,000 千円 |
| 第 2 款 農業集落排水事業費用 | 177,053 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 165,623 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 10,330 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 100 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 1,000 千円 |
| 合 計 | 588,453 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額122,507千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,145千円、過年度分損益勘定留保資金91,930千円、当年度分損益勘定留保資金22,432千円で補てんするものとする。) 。

	収	入
第 1 款 公共下水道事業資本的収入		213,169 千円
第 1 項 企業債		162,700 千円
第 2 項 他会計負担金		23,000 千円
第 3 項 補助金		24,064 千円
第 4 項 負担金		3,405 千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的収入		93,540 千円
第 1 項 企業債		82,200 千円
第 2 項 他会計負担金		11,000 千円
第 3 項 負担金		340 千円
合 計		306,709 千円
	支	出
第 1 款 公共下水道事業資本的支出		299,499 千円
第 1 項 建設改良費		89,600 千円
第 2 項 企業債償還金		209,899 千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的支出		129,717 千円
第 1 項 企業債償還金		129,717 千円
合 計		429,216 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和8年度 至 令和13年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和8年度 至 令和13年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 51,000	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその償権者と協定するところにより。ただし、下水道事業会計の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
本費平準化債 (公共下水道)	千円 96,000	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその償権者と協定するところにより。ただし、下水道事業会計の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
下水道事業債 分 (公共下水道)	千円 8,100	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその償権者と協定するところにより。ただし、下水道事業会計の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道事業債	千円 7,600	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその償権者と協定するところにより。ただし、下水道事業会計の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
本費平準化債 (農業集落排水)	千円 82,200	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその償権者と協定するところにより。ただし、下水道事業会計の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各款の営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 40,870千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 下水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、243,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和 8 年 3 月 6 日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和8年度矢吹町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道事業 収益	1 営業収益		427,936		
		1 公共下水道使用料	147,286		
		2 その他営業収益	86		
	2 営業外収益			277,650	
		1 受取利息及び配当金	50		
		2 他会計負担金	2,000		
		3 他会計補助金	167,000		
		4 補助金	2,000		
		5 長期前受金戻入	106,599		
	3 特別利益	6 雑収益	1		
			3,000		
	2 農業集落排水事業 収益		1 過年度損益修正益	3,000	
				160,982	
		1 営業収益		26,400	
			1 農業集落排水施設使用料	26,400	
		2 営業外収益		134,582	
			1 他会計補助金	76,000	
2 長期前受金戻入			58,581		
		3 雑収益	1		

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道事業 費用	1 営業費用		411,400		
			374,917		
		1 管渠費	34,323		
		2 業務費	7,853		
		3 総係費	36,081		
		4 流域下水道維持 管理負担金	78,145		
		5 減価償却費	217,515		
		6 資産減耗費	1,000		
	2 営業外費用			33,983	
		1 支払利息及び企 業債取扱諸費	28,583		
		2 消費税及び地方 消費税	5,400		
		3 特別損失		500	
		1 過年度損益修正 損	500		
	4 子備費			2,000	
		1 子備費	2,000		
	2 農業集落排水事 業費用			177,053	
		1 営業費用		165,623	
			1 管渠費	19,693	
			2 処理場費	30,308	
			3 業務費	987	
4 総係費			9,592		
		5 減価償却費	105,043		

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
	2 営業外費用		10,330	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	10,330	
	3 特別損失		100	
		1 過年度損益修正損	100	
	4 子備費		1,000	
		1 子備費	1,000	

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道事業 資本的收入	1 企業債		213,169		
		1 建設改良債	162,700		
		2 流域下水道債	59,100		
			3 資本費平準化債	7,600	
				96,000	
	2 他会計負担金			23,000	
		1 他会計負担金		23,000	
	3 補助金			24,064	
			1 国庫補助金	24,000	
			2 県補助金	64	
	4 負担金			3,405	
			1 受益者負担金	3,315	
			2 受益者分担金	90	
				93,540	
1 企業債			82,200		
		2 資本費平準化債	82,200		
	2 他会計負担金		11,000		
		1 他会計負担金	11,000		
	3 負担金		340		
		1 受益者分担金	340		
	2 農業集落排水事業 資本的收入				

支出

(单位：千元)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道事業 資本的支出	1 建設改良費		299,499		
			89,600		
		1 管渠建設改良費	82,000		
		2 流域下水道建設 負担金	7,600		
	2 企業債償還金		209,899		
		1 建設改良債償還 金	209,899		
			129,717		
			129,717		
	2 農業集落排水事 業資本的支出	1 企業債償還金		129,717	
			1 建設改良債償還 金	129,717	